試 験 問 題 (解答時間 50 分)(100 点)

V. 消費稅法

間1

次のそれぞれの場合において、正しい場合には解答欄に○を、誤りの場合には×をそれぞれ選択しなさい。

(計12点)

- (1) 事業者が原則的な課税期間を短縮した場合における課税期間には、1月ごと又は3月ごと又は6月ごとがある。
- (2) 課税期間特例選択・変更届出書は、原則として提出した日の属する期間からその効力が発生する。
- (3) 消費税課税事業者選択届出書の効力により課税事業者となった場合には、消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書を提出することにより免税事業者に戻ることができる。
- (4) X1年4月4日に資本金の額900万円で設立した2月末決算法人が、当課税期間(自X1年4月4日 至X 2年2月28日)のX1年9月30日に増資を行い、資本金の額2,000万円となった場合、当課税期間(事業年度)開始の日における資本金の額が1,000万円未満であるため、原則として当課税期間における納税義務は免除される。
- (5) 課税事業者を選択した事業者が課税事業者となった日の属する課税期間の初日から同日以後2年を経過する日までの間に開始した各課税期間(課税事業者の強制適用期間)中に調整対象固定資産を取得した場合において、本則課税により確定申告をするときは、その調整対象固定資産の取得課税期間から3年間免税事業者に戻ることはできない。
- (6) 個人事業者が、事業として食料品の販売及び事務所用建物の賃貸を行っている場合の基準期間における課税売上高又は特定期間における課税売上高は、事業者単位で算定するため、一の事業者が異なる種類の事業を行う場合又は2以上の事業所を有している場合であっても、それらの事業又は事業所における課税資産の譲渡等(特定資産の譲渡等を除く。)の対価の額の合計額により算定することとなる。

衣料品の販売業を営む個人事業者甲の売上げ状況は次のとおりである。

この場合において、 A ~ C に数値を入力し、課税標準額(千円未満切捨後)を算出しなさい。 なお、問題文中の金額はすべて消費税等を含む税込金額である。 (計5点)

- (1) 衣料品の国内の事業者及び消費者に対する売上高 41,453,000円
- (2) その他の事項
 - ① 開業時より営業用として使用していた中古車両(帳簿価額356,551円)を735,000円で下取りに出し、新品車両(購入金額2,940,000円)に買い換えているが、その際に差額の2,205,000円を支払っている。 なお、新品車両は買い換え時より営業用として使用している。
 - ② 前年に衣料品の販売業の用(事業供用割合100%)として1,100,000円で取得した応接セットを家事用(家 事供用割合100%)に転用している。

なお、この応接セットの転用日の時価は200,000円である。



建築業を営む法人(個別対応方式を採用している。)の次の取引を消費税法上区分するとどのように分類されるか、 解答欄にTKC「課税区分基準書」の課税区分一覧に基づき課税区分を記入しなさい。

解答にあたっては、居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限の適用はないものとする。

なお、課税区分は0、5、6、7、8、51、55以外を使用しないこと。

(計12点)

- (1) 販売目的の建物を建築するために、建設機械のレンタル料を支払った。
- (2) 社宅の建築費用を支払った(従業員から使用料は徴収しない。)。
- (3) 顧問弁護士に対して顧問報酬を支払った。
- (4) 役員に対して渡切交際費を支出した(その使途は不明である。)。
- (5) 役員のための生命保険料を支出した。
- (6) 下請塗装会社に販売目的の建物の外壁塗装に係る外注費を支出した。

課税区分一覧

	課税区分	 内 容
	5	課税売上げにのみ要する課税仕入れ
仕	51	同課税仕入れに係る対価の返還
7	55	輸入課税仕入れ(課税売上げにのみ要するもの)
入	6	非課税売上げにのみ要する課税仕入れ
れ	7	課税・非課税売上げに共通する課税仕入れ
	8	非課税仕入れ・同対価の返還
	0	不課税取引 (税外取引)

- (1) 甲社は、消費税及び地方消費税の経理処理について税込経理方式を採用している。
- (2) 甲社の取引は、すべて国内において行われたものである。
- (3) 旧税率及び軽減税率の対象となるものはない。
- (4) 下記以外に考慮すべき事項はないものとする。

〈資料〉

1. 甲社の当課税期間以前の課税資産の譲渡等(特定資産の譲渡等及び輸出免税等を除く。)に係る取引の状況は次のとおりであり、前事業年度以前の各課税期間については、すべて消費税の納税義務を免除されている。

		前々事業年度	前事業年度	当事業年度	
	取引の状況	自X1年4月1日	自X2年4月1日	自X3年4月1日	
		至 X 2年 3 月 31 日	至X3年3月31日	至 X 4年 3 月 31 日	
Ι	課税資産の譲渡等の金額	16,000,000円	20,000,000円	25,200,000円	
	I のうち4月1日から9月30日 までの期間の金額	7,875,000円	10,200,000円	12,600,000円	

2. 損益計算書に計上されている期首商品棚卸高は4,400,000円(すべて前事業年度中の課税仕入れに係るもの)であり、期末商品棚卸高は3,300,000円(すべて当課税期間中の課税仕入れに係るもの)である。また、当課税期間の課税仕入高は18,887,000円であり、当課税期間の課税売上割合は98%である。

<次ページに続く>

<問4の続き>

I 甲社の当課税期間の納税義務の有無の判定

	計	算	過	程	
A > B ∴納税義務 C					

Ⅱ 甲社の翌課税期間の納税義務の有無の判定

	計	算	過	程	
□ □ D > □ B ∴納税義務 E					

Ⅲ 甲社の当課税期間における控除対象仕入税額



次の文中の A から H の中に当ては	まるものを解答欄の選択肢の	中から選びなさい。 (計16点)
事業者は A を除き、課税期間ごとに	:、原則その課税期間の B	」から C に、その課税期間中の
課税標準額、課税標準額に対する消費税額、	仕入れに係る消費税額、その	他所定の事項を記載した確定申告書
を税務署長に提出 D。		
なお、個人事業者のその年の12月31日の原	属する課税期間に係る確定申告	書の提出期限は、Eとする。
ただし、国内における課税資産の譲渡等	(特定資産の譲渡等及び輸出タ	현税等を除く。)及び <mark>F</mark> がなく、
かつ、課税標準額に対する消費税額から	G、売上げに係る対価の返	透景等の金額に係る消費税額、貸倒れ
に係る消費税額を控除した残額に相当する[H 課税期間については、	この限りではない。
イ. 2月以内	口. 免税事業者	ハ、末日
ニ. 末日の翌日	ホ. することができる	へ. しなければならない
ト. 仕入れに係る消費税額	チ. 消費税額がある	リ. その年の翌年2月末日
ヌ. その年の翌年3月31日	ル.特定仕入れ	ヲ. 特定課税仕入れ
ワ. その年の翌年3月15日	カ. 消費税額がない	日. 1月以内

個人事業者Bの当課税期間(X2年1月1日からX2年12月31日まで)における中間申告納付税額を計算過程を示して求め、中間申告の回数を答えなさい。

なお、直前の課税期間 (X1年1月1日からX1年12月31日まで)の確定消費税額は1,200,000円であり、解答にあたっては、消費税額のみを求め、地方消費税額を算出する必要はない。 (計8点)

(1)	中間申告納付税額	
1	① 一月中間申告	
	$\times \frac{A}{12} = \leq \boxed{B} $ \bowtie	.·,
	② 三月中間申告	
	$\times \frac{C}{12} = $ $\leq D$ \bowtie	∴
1	③ 六月中間申告	
	$\times \frac{E}{12} = \longrightarrow F$ \bowtie	∴ G 円
	④ 中間申告額	
	(1) + (2) + (3) =	
(2)	中間申告の回数	
	年 H 回	

パン・菓子製造業を営む甲株式会社(以下「甲社」という。)の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの当課税期間における取引の状況等は、次の〈資料〉のとおりである。

これに基づき、甲社の当課税期間における課税標準、消費税額及び控除対象仕入税額をその計算過程(判断を要する部分については、その理由を含む。)を示して計算しなさい。

なお、計算に当たっては、次の事項を前提とすること。

(計32点)

- (1) 基準期間における課税売上高は49,120,000円(税抜き)である。
- (2) 甲社は、消費税及び地方消費税の経理処理について税込経理方式を採用している。
- (3) 甲社の取引は、すべて国内において行われたものである。
- (4) 甲社は、設立以来、前課税期間まで継続して課税事業者であった。
- (5) 甲社は、前々課税期間中に「消費税簡易課税制度選択届出書」(消費税法第37条第1項に規定する届出書をいう。)を提出し、前課税期間からその適用を受けている。
- (6) 当課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等については、事業の種類ごとに適正に区分されているものとする。
- (7) 解答に当たっては、甲社の納付すべき消費税額が最も少なくなるように計算すること。また、金額の計算 過程において生じた1円未満の端数を切り捨てること。
- (8) 当課税期間における中間納付税額はない。

〈資料〉

1. 当課税期間の損益計算書の内容は、次のとおりである。

損益計算書

自令和5年4月1日	至令和6年3月31日	(単位:円)
期首製品棚卸高 2,525,000	売 上 高	66,023,360
当期製品製造原価 35,000,000	受 取 利 息	49,000
その他経費 25,250,000	雑 収 入	536,000
	期末製品棚卸高	2,650,000

- 2. 損益計算書の内容に関して付記すべき事項は、次のとおりである。 なお、税率に関する経過措置の適用はない。
- (1) 「売上高」は、すべて製造したパン・菓子の販売に係るものであり、その内訳は次のとおりである。
 - ① 工房併設の店舗において行った消費者に対する店頭販売に係るもの

52,507,440円

② 上記店舗内の飲食設備における提供に係るもの

13,515,920円

(2) 「雑収入」は、他者の自動車事故により工房の一部が損壊したことに伴い、加害者から収受した損害賠償金である。

<次ページに続く>

	計	算	過	程
〔課税標準額の計算〕(千円未満切捨)				
(1) 税率6.24%適用分				
$\times \frac{100}{A} = B$				
(2) 税率7.8%適用分				
$\times \frac{100}{\mathbb{C}} = \longrightarrow \mathbb{I}$				
(3) $(1)+(2)=$				
〔消費税額の計算〕 (1) 税率6.24%適用分				
B × 6.24% = (2) 税率7.8%適用分				
D ×7.8% =				
(3) $(1)+(2)=$ E				
〔控除対象仕入税額の計算〕				
(1) 簡易課税制度の適用の判定				
F ≦ G ∴適用 H				
(2) 売上割合				
① 事業区分別課税売上高(税抜き)の)明細			
(イ) [] 事業 a				
× 100 =				
(ロ) 事業 β				
× 100 =				
(ィ) 合 計 額 y (イ) + (ロ) = [
② ①の事業区分別の課税売上高に係る	消費税	額の明細		
(イ) <u>I</u> 事業 a				
$\times \frac{6.24}{A} = \boxed{K}$				
(口) <u>J</u> 事業 b				
$\times \frac{7.8}{\boxed{\text{C}}} = \boxed{\text{L}}$				
(小) 合計額 (イ)+(ロ)=				
(3) みなし仕入率				
組合せ ① 税率6.24%適用分				
(イ) 原則 a× M % =	1			
a)		
(ロ) 特例 <u>a</u> ≥ N %	% ([)		
(¹) (¹) O (ロ) ∴ P が有利 ② 税率7.8% 適用分				
(イ) 原則 <u>b</u> <u>Q</u> <u>%</u> = <u></u>)		
(II) 特例 <u>a</u> ≥ N %]]% ([)		
γ (/) R (ロ) :: S が有利				
(4) 控除対象仕入税額				
① 税率6.24%適用分				
X T % =				
× U % =				
3 1+2=V				